

## マージン率等に係る情報提供

協立システム開発株式会社

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：令和4年度(令和4年4月～令和5年3月))

### 記

- 令和5年6月1日付け派遣労働者数 10人
- 令和4年度 派遣先事業所数(実数) 4件
- 令和4年度 労働者派遣に関する料金の平均額 30,388円  
(1日当たりの料金額(8時間労働として計算))
- 令和3年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 18,947円  
(1日当たりの賃金額(8時間労働として計算))
- 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合 37.7%
- 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項  
キャリアコンサルティングの相談窓口 管理部 TEL044-210-5678

訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	1人当たりの平均実施時間
新規採用者訓練	新規採用者	OFF-JT	社外研修機関	無償	有給	310時間(40日間)
開発技能訓練(プログラミング)	入社後1～3年経過者	OFF-JT	弊社	無償	有給	20時間
開発技能訓練(設計・構築)	入社後2～3年経過者	OFF-JT	弊社	無償	有給	12時間
リーダー研修	入社4年目以降の者	OFF-JT	社外研修機関	無償	有給	16時間

- 派遣労働者の待遇の決定にかかる労使協定を締結しているか否かの別  
労使協定を締結している(協定書の有効期間終期：令和6年3月31日)  
協定労働者の範囲は情報処理・通信技術者、事務的職業の業務に従事する従業員に適用する。

## マージン率等に係る情報提供

協立システム開発株式会社  
九州営業所

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：令和4年度(令和4年4月～令和5年3月))

### 記

- 令和4年6月1日付け派遣労働者数 10人
- 令和3年度 派遣先事業所数(実数) 5件
- 令和3年度 労働者派遣に関する料金の平均額 27,268円  
(1日当たりの料金額(8時間労働として計算))
- 令和3年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 18,689円  
(1日当たりの賃金額(8時間労働として計算))
- 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合  
31.5%
- 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項  
キャリアコンサルティングの相談窓口 管理部 TEL044-210-5678

訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	1人当たりの平均実施時間
新規採用者訓練	新規採用者	OFF-JT	社外研修機関	無償	有給	310時間(40日間)
開発技能訓練(プログラミング)	入社後1～3年経過者	OFF-JT	弊社	無償	有給	20時間
開発技能訓練(設計・構築)	入社後2～3年経過者	OFF-JT	弊社	無償	有給	12時間
リーダー研修	入社4年目以降の者	OFF-JT	社外研修機関	無償	有給	16時間

- 派遣労働者の待遇の決定にかかる労使協定を締結しているか否かの別  
労使協定を締結している(協定書の有効期間終期：令和6年3月31日)  
協定労働者の範囲は情報処理・通信技術者、事務的職業の業務に従事する従業員に適用する。